

令和 2 年 6 月

江南市議会総務委員会会議録

6月18日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

令和2年6月18日〔木曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第38号 江南市市税条例等の一部改正について

議案第46号 本庁舎空調設備等改修工事請負契約の締結について

議案第47号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

の所管に属する歳入歳出

総務部

の所管に属する歳入

消防本部

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正

年度調査事項等について

行政視察調査日程について

今年度の当委員会の研修会について

出席委員（8名）

委員長 掛 布 まち子 君

副委員長 田 村 徳 周 君

委員 河 合 正 猛 君

委員 野 下 達 哉 君

委員 中 野 裕 二 君

委員 東 猴 史 紘 君

委員 大 藪 豊 数 君

委員 片 山 裕 之 君

欠席委員（0名）

委員外議員（6名）

議員 鈴 木 貢 君

議員 牧 野 圭 佑 君

議員 山 登志浩 君

議員 三 輪 陽 子 君

議員 宮 田 達 男 君

議員 石 原 資 泰 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼課長 松本朋彦君 副主幹 前田昌彦君
書記 岩本達明君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

企画部長 郷原実智雄君

総務部長 本多弘樹君

消防長 高島勝則君

地方創生推進課長 河田正広君

地方創生推進課主幹 稲波克純君

秘書政策課長 平松幸夫君

秘書政策課主幹 田中元規君

秘書政策課副主幹 八橋直純君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

向井由美子君

市民サービス課主幹 鈴木勉君

行政経営課長 安達則行君

行政経営課主幹 梶田博志君

行政経営課副主幹 亀井雄介君

税務課長 酒井博久君

税務課主幹 須賀博昭君

税務課副主幹 三浦理恵君

収納課長	金 川 英 樹 君
収納課主幹	三 輪 崇 志 君
収納課副主幹	近 藤 祥 之 君
総務課長	石 黒 稔 通 君
総務課主幹	浅 野 武 道 君
会計管理者兼会計課長	今 枝 直 之 君
監査委員事務局長	小 林 悟 司 君
消防総務課長	杉 本 恭 伸 君
消防総務課主幹	日下部 匡 彦 君
消防総務課副主幹	内 藤 克 利 君
消防予防課長	花 木 康 裕 君
消防署長	上 田 修 司 君
消防署東分署長	森 山 和 人 君

○委員長 すみません、時間より少し早いんですけれども、おそろいなので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

何分不慣れですけれども、皆様の活発な発言、審議をもちまして充実した 1 年間の総務委員会にしてまいりたいと思っております。努力を尽くしますので、よろしく願いいたします。

市長から挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る 6 月 11 日に 6 月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査を頂きまして、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 38 号 江南市市税条例等の一部改正についてをはじめ 3 議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催する予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 29 分 休 憩

午前 9 時 33 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第 114 条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定をされております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言くださるよう、議事運営に御協力をお願いいたします。

また、委員外議員の発言につきましては、会議規則第 117 条第 2 項におい

て、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹・副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、それ以外は退席していただいても結構ですので、よろしくをお願いいたします。

議案第38号 江南市市税条例等の一部改正について

○委員長 最初に、議案第38号 江南市市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長 議案第38号について御説明申し上げますので、議案書の34ページをお願いします。

議案第38号 江南市市税条例等の一部改正についてでございます。

次の35ページには、江南市市税条例等の一部を改正する条例（案）を、少し飛んでいただきまして、45ページから98ページにかけては江南市市税条例等の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を、99ページには市税条例改正（案）の概要を掲げてございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○中野委員 101ページの(5)の①の徴収の猶予制度の特例についてですけれども、1年間延滞金なしで無担保で猶予するというようなことですが、1年後、今度二重で納税せないかんくなると思うんですけれども、なかなか1年後に給与が倍になるというのはちょっと考えにくいかなあとなると、納税は結構厳しいんじゃないかなあという気がするんですけれども、その辺ど

う考えているのかお聞きしたいんですが。

- 収納課長 納税の猶予の制度なんですけれども、今回は特別に新型コロナウイルス感染症による影響ということで、1年間、前年と比べて収入が20%以上減少した方に対するの猶予制度で、確かに委員おっしゃるとおり、猶予期間は1年間でございます。

となりますと、この猶予された税金の納税が始まるのが翌年度、令和3年度からということになりまして、確かに今度、令和3年度の新規に課税される分というのがあるんですけれども、残念ながらこの猶予の制度は1年だけに限っておりまして、新しい令和3年度の賦課についてはまだ今のところ、新型コロナウイルス感染症に関する猶予の制度はまだ示されていないところでありますので、おっしゃるとおり二重というような形にはなるかと思うんですけれども、その間、例えば固定資産税であるならば、企業の方は来年度、減免の制度がある。固定資産税につきましては、来年度につきましては税の減免の制度があるということでございますし、あとは市県民税につきましても、もし前年中の収入・所得が減少しているということであると、全ての方ではないと思いますが、該当する方については、市県民税についても減免というような制度も利用できる方は利用しつつ、その上で、新年度の分の納税については、また分割なりの相談をさせていただくことになるかと考えております。

- 中野委員 猶予の金額とか人数とかってどれぐらい見込んでいるのかなあと思うんですけど、その辺は何か試算みたいなのをされているの。

- 収納課長 試算につきましては、これはまずどのくらいの方が影響されるのかというのは正直なところ、全く計り知れないところがございます。どれだけ出てくるかというところはまだ把握はできていない状態でございます。まだ受付のほうも始まったばかりですし、今後またさらに出てくる可能性はあるかと思えます。

ただ、猶予ということですので、税としては1年待つということで、また翌年度からお支払いのほうをお願いしていくという形にはなりますが。

- 中野委員 ちょっと来年の税収ってなかなか見込みにくいところもあるの。
- 税務課長 市民税に関しまして申し上げますと、確かにリーマンショック

が過去にありまして、そのときに大幅に減ったという事実はございます。ただ、今この現在の景気の低迷に関しましては、私たちも推測できないところでもありますけれども、ある程度減少するというのは見込んでおります。

ただ、この数字に関しましては、今後まだ景気動向を見せていただいて判断していきたいと思っております。

○河合委員 概要の100ページのまず一番下の葉巻たばこの課税方式が変わりますよね。これの影響額というのはどれぐらいありますか。全くない。

○税務課長 葉巻たばこの重量課税から本数課税に変わるというところでございますけれども、今現在の葉巻たばこに関しましては、製品1グラム当たり1本というものを1本当たり0.7グラムのを紙巻きたばこ1本というふうにするというふうになります。

ただ、これに関しまして、JTさん等、製造業からたばこの申請を頂いていますけれども、全て紙巻きたばこの本数で換算されたものが申請されておりますものですから、今現在、葉巻たばこがどれぐらい売れているかということをして市のほうでは把握できておりませんものですから、どれぐらい差が上がるということに関しましては、ちょっとお答えする材料がございません。

○河合委員 この概要を見ると、いろいろ改正されましたね、固定資産税にしても市県民税にしても、大体全体として、江南市にとって増収になるのか減収になるのかどうなんでしょうか、影響額は。分からない。分からんなら分からんで結構です。

○税務課長 全体では分かりかねます。

○河合委員 はい、分かりました。

101ページの中段にあります平均貸付割合、私の思っておるのは、市中金利の、市中の銀行の平均の金利じゃないかなあと思っておるんだけど、もうちょっと詳しく、多分新しい方は分からんと思うので、平均貸付割合というのをちょこっと詳しく説明していただけないと。私は民間の銀行の貸付け、平均じゃないかなあと思っておるんだけど、どうでしょうか。

○収納課長 平均貸付割合に関してでございますけれども、こちらは各年の、前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として、各年の前年の11月30日ま

でに財務大臣が告示する割合ということで、このたびの税制改正で租税特別法の93条2項といたしますけれども、ここに従来の特例基準割合の定義に代わって新しく定義されたもので、この中にあります短期貸付けの平均利率というのは、日本銀行が毎月公表しております貸出約定平均金利というものの一つで、銀行や信用金庫が個人や企業に資金を返済期間が1年未満として貸付けする金利の平均でございます。銀行が新たに貸付けしたものをを用いて算定したものとなります。

○河合委員　　じゃあ、今現在は、ここ、何%ぐらいになるんですか。

○収納課長　　令和2年中、年ですね、年度ではなく。令和2年中におきましては、0.6%という数字になっております。

○河合委員　　はい、分かりました。

　　ということは、もうここは結構変わるんだよね。そんなに大きくは変わらんけど、今の低金利だと大体0.5%か0.6%ぐらいで推移しているということやね。

○収納課長　　昨年中も0.6%でしたので、ここ数年は落ち着いておる様子です。

○河合委員　　はい、分かりました。

○片山委員　　100ページの真ん中の(2)の①の固定資産の所有者不明の件で分からないんでお聞きしたいんですけども、①の下のほうに固定資産の所有者の存在が不明である場合というふうに書いてあるんですけども、その固定資産の使用者を所有者とみなすことができると書いてあるんですが、所有者って、この固定資産を使っている方ですよ。その方のものになるという考え方でいいんですか、その固定資産が。

〔「ならん」と呼ぶ者あり〕

○片山委員　　ならんですよね。ということですよ。私もそう思ったんですけど。取りあえず1つ目の質問はそれです。

○税務課長　　今回の税改正におきまして、今の文章の上のところですね、住民票、戸籍等の公簿等の調査をもって探索を行ってもなお所有者が不明というふうにございます。今、私たちもそのような調べをさせていただいておりますけれども、その中で、もし仮に不明ということでありましたら、使用者

がもしいれば課税することができるというふうになっております。

ただ、今、片山委員さんが言われました使用者が所有者という判断に関して、税法上においては特に何の規定もございませんので、私たちも分かりかねるところがありますけれども、変わらないのかなあというふうには思います。

○片山委員　　そうだね、非常にこれは難しい問題なのかなあとは思いますがね。

「みなすことができる。なお、その場合はその旨を事前に使用者に通知するものとする。」というふうに書いてあるんですけども、例えば、所有者もこの税金に関しては、私は関係ないよと言われてたら、この場合の税というのはどこに徴収することになるんですか。この固定資産税ですね。

○税務課長　　課することができないことになります。

○片山委員　　分かりました。

ちょっと非常に難しい問題で、返事が答えとして、こういった物件って結構多いんですか、ちなみに。

○税務課長　　今回、この税制改正におきまして、国のほうから示された例がございます。土地を持っている方と建物の所有者が異なる場合がございますけれども、そういった場合に土地の所有者がお亡くなりになって、建物を持っている方がそのままその上で事業等をやられている場合に、その建物の所有者を使用者とみなして課することができるんじゃないかというような事例も出てございますけど、そういった物件に関しましては、市内では一つもございません。

○片山委員　　分かりました。

○野下委員　　ちょっと分からんところがあって、50ページのところで、ちょっと関連すると思えますけど、50ページのところで、4のところでは新旧の対照表がありますよね。この固定資産税と、あとその所有者不明の場合とあって、旧のところについては、「その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産を課する。」という表現になっていますよね。課すると。新は「課することができる。」と、こう表現が変わっているんですけども、これ、この表現だけを見ると、旧は絶対課しますよと、新のほうは課すこともできるけれども、そうでもないのもあるというふうに、

そのように取られるんですけど、これはどういうことでこういう表現になっているのかということですね。

この新は課するのか、課することができるのか、どちらでもいいのか、その辺ちょっと教えてもらえますか。

○税務課長 課する、課することができない。今回の課することはできるということに関しましては、あくまでもやっぱり、この条文は過去からございまして、災害等において、もし仮にその所有者が不明で使用者がいた場合に課するというようになっておりました。

ただ、このたびですけれども、そこに、後ろにさらに付け足しまして、先ほども申し上げた戸籍等の調査をもってしても不明な場合に関しましてもということ、所有者が不明な場合においては課することができるというふうに、さらに条文が加わりましたものですから、課することはできるとなっています。

ただ、もともとこの課するとなっておりますけれども、近隣市町に確認を取っておりますけれども、そういった物件は一つもございませんものですから、あくまでも例外規定というふうに、過去もそうですし、現在もそのように認識しております。

○野下委員 ということは、調査をして、この条件に合えば課していくよと、こういうことになりますかね、そんな物件があれば。

○税務課長 課することができるということになりますので、市の判断は確かにそこで出ます。ただ、なかなか先ほど委員さんのほうから出ましたとおり、所有権がどうだという判断もございます。今回、私たちは税法上の改正において条例を改正させていただいておりますけれども、ほかの民法等の判断もございますものですから、そういったことを踏まえまして、本来、本当に課するということに関しましては、慎重に検討していかないといけないと考えております。

○大藪委員 よろしく申し上げます。

先ほど片山委員が質問した、こういった100ページの「固定資産の所有者が存在が不明の場合、その使用者を所有者とみなすことができる。」と、現在は江南市においてはこういった例というのがないというふうにおっしゃっ

たんですが、例えば将来的に、総務省でしたっけ、どこでしたっけ、どこかから具体的なこういう例を示されたというふうにおっしゃったんですけど、将来的に江南市で想定されるような具体例があったら教えてください、お願いいたします。

○税務課長 先ほど、総務省のほうから示された例を申し上げまして、その例に該当するものはないというふうに申し上げました。

ただ、実際の話、所有者不明の土地というものは、市内にもございます。そういったものは、今のところ、私たちの把握の中で12件把握はしております。

○大薮委員 ありがとうございます。

その12件について、今現在はこれに該当しないというふうにおっしゃっていたんですけど、場合によって、こういうケースですと該当することになるであろうというものというのは、具体的に何かありますか。

○税務課長 今、私たちが把握している12件でございますけれども、例えば建物と居宅がある。その居宅に関して、随分と古くなった建物で、とても人が入るようなものでなく、さらにその居宅の相続を放棄されたということで、所有者不明等になっていきますけど、そういったところに、そこで何か事業をする、先ほど言った事業をするというようなことはないものかと思っておりますものですから、今現在ではなかなかそういった想定のものが出てこないかなあというふうには思っております。

○大薮委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中野委員 ちょっと初歩的なことで申し訳ないんですけど、102ページの⑥の住宅ローン控除の件ですけれども、これ、適用要件を弾力化する措置って、どういう場合が弾力化を受けられる、これは10年か何かの住宅ローン控除の件になるんですか。

○税務課長 住宅ローン控除の弾力化につきましてでございます。

こちらのほう、2019年10月に消費税率が上がりまして、そのタイミングでございまして、10年間の住宅ローン控除が13年間というふうに延びております。ただ、その条件としましては、令和2年、2020年の12月31日まで

に入居するというのが絶対条件でございます。ただ、こういった新型コロナウイルス感染症の状況でございますものですから、例えば控除を受けて入居できないといったこともございます。そういったことを踏まえまして、1年間、令和3年、2021年12月31日までに入居すればいいというような弾力化がなされております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員　同じページです。102ページの真ん中ぐらいですね。⑤、イベントなどの中止による、こういった税制控除の件についてお尋ねします。

現在、江南市でもイベントなどたくさん開催等されて、それが中止になっているケースというのによく見ます。現在、この江南市において、この税制が適用されるものというのは何件ぐらいございますか。

○税務課長　こちらのほうのイベントでございますけれども、文化庁・スポーツ庁に主催者のほうが申請し、それで認可を受けたものというふうになって、絶対原則というふうになっております。そういったイベントに関しまして、市内のものがあるかまでは把握しておりませんが、認可されたものに関しましては、文化庁・スポーツ庁のほうのホームページに掲載されておりますものですから、必要であれば確認させていただきます。

○大藪委員　ということは、市を通してということではないということですね。

○税務課長　直接、文化庁・スポーツ庁のほうに申請していただくものとなっております。

○大藪委員　ありがとうございました。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○掛布委員　すみません、私のほうから何点かお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1つは、説明資料の101ページの一番最後段ですけれども、先ほど中野委員からも質疑がありましたが、徴収の猶予制度の特例ということで、令和2年2月以降の収入に相当の減少がありという表現なんですけれども、収納課のホームページを確認しましたが、おおむね20%以上収入減という表現があ

ったんですが、これ、その20%というのはどこかに規定があるんでしょうか。

それと、もう一つなんですけど、この部分の猶予が適用される税というのは市民税以外に、例えば固定資産税であるとか、軽自動車税であるとか、法人市民税であるとか、そういうものもこの規定で含まれると、そういうふう

に解釈していいのかどうか。

それからもう一点なんですけど、その下の②の、「厳しい経営環境にある中小事業者等に対して令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする」という、物すごい減税なわけなんですけど、こうなると江南市の税収ががたん

と減ってしまうわけなんですけれども、この減収分に対する、国やどこかからの補填というのはあるのかどうか。

そして、その次の102ページのところに、30%以上50%未満減少している者は2分の1、50%以上減少している者はゼロということなんですけど、これって何かどこかで認定を受けないと、これが申請できないというようなのをちょっと見たんですけど、そういうことはあるんでしょうか。

すみません、まとめて聞きましたが、お願いします。

○収納課長　まず、徴収猶予の特例に関してでございますが、減少率が20%という規定についてでございますけれども、特に地方税法のほうにその20%というところの規定は、一つは総務省からの取扱いの通知の中で示されている20%の根拠といたしましては、考え方ということで、国税と同様の基準としたものということで、まず一つ、政策金融における中小企業向けの実質無利子、無担保融資の条件が売上高の20%減少というものであることが一つと、もう一つが、リーマンショック直後の企業の四半期別の売上高の減少が最大で20.4%であったことなどを踏まえて設定されたというふうに示されております。取扱いの通知のほうに根拠ということで、以上の2点のほうが示されてございます。

あと、該当する住民税においてですけれども、市民税、県民税は該当いたしますし、固定資産税も該当いたしますし、あとは軽自動車税、あとは江南市の場合、国民健康保険「料」ではなく「税」ですので、国民健康保険税が該当しまして、あとは法人の市民税ですね、法人市民税も該当いたします。

特に印紙税ですとか、そういうのを除く全ての地方税ということで、江南市の場合ですと、今申し上げました5つの税が該当することになります。

○掛布委員　ありがとうございます。

○税務課長　まず、新型コロナウイルス感染症の対応としまして、償却資産及び事業用家屋の固定資産税の軽減措置に関します、その軽減した分はということですが、全額国のほうから補填されます。

また、その下にありました30%以上50%未満減少している等の判断ということになりますけれども、こちらのほうですが、認定経営革新等支援機関に事業者が申請するという事になっております。申請しまして、その認定を受けた後に、市役所のほうに来年1月31日までに申請するという事にはなっております。では、その認定経営革新等支援機関というのは何かということになりますけれども、税理士とか会計士等になってまいりますので、よろしくお願ひします。

○掛布委員　ありがとうございます。

申し訳ありません、もう一点だけ、概要の99ページのところに「ひとり親に関する規定の整備」というのがあるんですけども、この中に「個人市民税の非課税の範囲にひとり親を追加するもの。」とありますが、昨年度、ちょうど1年前のこの6月定例会で、いわゆる独り親というか、単身児童扶養者という規定を設けて整備をしたがというふうになっているわけなんですけれども、実質、昨年度のこの市税条例の改正で、単身児童扶養者というのが個人市民税の非課税の範囲に加わっていると思うんですが、そうすると、今回のこの市税条例の改正で実質、いわゆる未婚の独り親の方の税制上変わる部分というのはどこになるのか教えてください。

○税務課長　単身児童扶養者につきましてですが、児童扶養手当を受給というふうな文言がありました。ただ、今回にしまして、その単身児童扶養者というものはなくなり、独り親に含まれたという形になっておりますものですから、その方が児童扶養手当を受給している、していないということは関係なくなったということで、もうちょっと間口が広がったのかなあというふうにご認識しております。

○掛布委員　すみません、そうすると間口が広がっただけで、実質、児童

扶養手当を受給している独り親の方にとっては、今回の市税条例で新たに変わる、税制上有利になる部分というのではないよという、一緒だよという、条文を独り親に整えて整備したということで、同じというふうに考えればよろしいんですか。

○税務課長 単身児童扶養者に関しましては、非課税ということで、まずなっておりますけれども、今回独り親に関しましては、非課税のところはもちろんですけれども、寡婦控除、控除ということも対象になっておりますものですから、そのところが大きく変わった点かと思えます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

○総務部長 すみません、ちょっと先ほど、20%減少の収納課長が説明したところで、ちょっと補足をしたい部分があるということでございますので、申し訳ありませんがお時間を頂きたいと思えます。

○収納課長 先ほどの20%減少の根拠の部分で、取扱いの通知で2点の理由が示されているというところに補足させていただきまして、地方税法施行規則ですね、こちらの27条というところに減少のところ割合がおおむね100分の80以下となったこととするということも明記されておりますので、20%の根拠の補足ということで追加をさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前10時07分 休 憩

午前10時07分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号 本庁舎空調設備等改修工事請負契約の締結について

○委員長 続きます。議案第46号 本庁舎空調設備等改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 議案第46号につきまして御説明いたしますので、議案書の133ページをお願いいたします。

本庁舎空調設備等改修工事請負契約の締結についてでございます。

参考資料といたしまして、134ページには仮契約書、135ページには特約条項を、136ページから139ページには共同企業体の協定書を掲げさせていただいております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 工期についてちょっとお聞きしたいんですけども、契約成立の翌日から来年の令和3年7月2日までと書いてあるんですけども、また今年も猛暑が予想されるんですが、そこら辺の工事の状況、いつから工事って入っていく形になるの。

○総務課長 この議決を頂いた後に本契約のほうをさせていただきますので、その本契約後、工事のほうには取りかかるということでございますが、空調は9月まで稼働していきますので、実際には9月以降に工事のほうが本格的には進んでいくと思っておりますけれども、日常業務に支障を来さないように計画をしていきたいと思っておりますので、主には土・日の工事とか、平日は機械室、執務室ではない、別の機械室等で作業になってくるのではないかなあと思っております。

○中野委員 そうすると、平常時はエアコンが止まるということはないというふうに考えていいですか。

○総務課長 開庁時はエアコンは稼働したまま、エアコンの影響がない時期に本体の工事とかをやっていくということになります。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○野下委員　確認をさせてもらいたいと思います。

議案質疑でもちょっとあったと思うんですが、本庁舎の空調についてなんですが、これは平成30年の6月定例会の一般質問の中で、この空調については設計委託料が計上されて、設計委託されて、最終的に工事が平成31年度から施行する予定であるという答弁になっておりますけれども、実際的には今回のこの議会で計上されております。この辺、簡単に言うと1年ぐらい遅れるわけでございますけれども、議案質疑とダブるかも分かりませんが、もう一回、その辺のいきさつ等を聞かせてもらえませんか。

○総務課長　平成30年6月定例会の中で、個別空調とか空調の関係で検討をしていくという段階で、職員の意見も参考にしながらということもありましたので、6月定例会が終わった後に、7月になりますけれども、基本設計を担当した設計事務所も交えて職員も入れた庁内会議を開催しております。そこで個別空調について協議をしておりますが、コスト面とか工事内容とかをいろいろ考慮して、現在契約した方式が一番コスト面でもいいということで、進めていくということになりました。

そして、1年延期になったのは、またその年度内にコスト面についてと、当然なんですけど、リース契約にできないかとか、2年継続で工事を進めたらどうかというような、再検討をしたらどうではないかというような御意見が出たということで、平成31年、令和元年には工事を行わずに、そのとき検討していたということで、1年延びたということでございます。

○野下委員　そういうことになると、その設備の内容を検討していたという、今お話しでしたけれども、この中で、平成30年度末は空調を個別空調ということも検討をしていきたいという答弁があったんですけど、これはもう個別空調ではないということですか、まず。

○総務課長　はい、現在の契約ではもう個別空調ではなく、今ある空調をどう更新していくという事の工事に決まっています。

○野下委員　だから、1年間ちょっと先送りになっておりますけど、この平成30年6月定例会の中の設計委託料を計上して、設計委託されておりますので、この設計委託というのは、そのまままだ生きていて、これに沿って、今

回これは工事をされるという認識になりますけど、それでよかったですか。

○総務課長 そのとおりでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○河合委員 何点かちょっとお伺いします。

まず、一般競争入札で何社入札を応募されましたか。

○総務課長 J V方式で、3社入札されました。

○河合委員 予定価格と、それから3社ですので落札率のパーセンテージを教えてくださいませんか。

○総務課長 予定価格でございますが、税別といたしまして2億9,620万円でございます。落札率におきましては、落札した大興・ヤジマ特定建設工事共同企業体におきましては97.57%。

○河合委員 2番、3番は。

○総務課長 2番が97.9%、3番が98.44%。

○河合委員 はい、分かりました。

あと、せっかくこれを新しくするんですけれども、今の機器は相当古いと思うんですよね。今度新しくされるもので、当然省エネということも考えてみえるんですかね。省エネタイプになるんですかね。

○総務課長 特別な省エネタイプではございません。

ですが、今の機器は古い、平成7年当時に導入した機械ですので、今同じようなタイプの機械を入れるんですけれども、機器としては省エネにはなっているということで、ランニングコスト的には少し抑えられるのではないかなあというふうに思っております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員 よろしくお願ひします。

空調のほうをこうやってやられるということなんですが、今、河合委員のほうで省エネかどうかという話もされましたけど、かねがね私が一つ思っていることがありまして、せっかくですので空調をやられても、その空調があまり効率がいい、悪いということであると、各階の部屋の窓を見ていますと、ほぼほぼ壊れかけたブラインド、もうレールが動かないとか、ブラインドが割れているとか、それから閉まらない、開かない、向き変えない、最悪です

よね。現在、江南市というのは、僕は昔から江南市というとカーテンのイメージが非常に強かったんですよ。そのカーテンのイメージが強い江南市役所の各課の窓に、ブラインドはないですよ。今、サンゲツとかああいうところのカタログを見ていると、非常にいい、いいカーテン、温度を逃がさないとか、保温じゃなくて、涼しいなら涼しいを保つ。

〔「断熱とか」と呼ぶ者あり〕

○大藪委員 断熱、そう。そういうとてもいいカーテンが出ています。そういったことも含めて、ぜひ御検討いただけると、ああカーテンの町、江南市なんだなあというのを表現できるのにはいいのではないかなあとと思いますが、いかがなものでしょうか。

○総務課長 全庁的にカーテンと言われると、すごい大きな工事になってきますので、財政状況も考えながら検討していきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○大藪委員 ありがとうございます。

ぜひとも、やっぱり市役所にお見えになるお客様方がよく見えるところぐらいから、ぜひともよろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○掛布委員 すみません、私のほうから1点だけお尋ねしたいと思います。

今回の入札には、ちょうど一般競争入札の公告が行われたのが4月13日ということで、本当にコロナ禍の真ただ中にやられて、予定価格とか公表される際とか、非常に新型コロナウイルス感染症の関連で本当に工事がちゃんとやれるかとか、資材の調達ですとか、配慮が必要ではなかったかと思うんですけれども、その点は何か配慮いただいた点とかあったんでしょうか。

ついでにもう一つ、2社のJV方式、共同企業体を参加資格として設定をされていて、単独企業の応募は認めない、共同企業体に限るというふうに参加資格を設定された理由というのは何でしょうか、教えてください。

○総務課長 契約に関しましては、国からの通知もありまして、公共工事は引き続きとか、遅らせることなく通常どおり契約をしていってくださいという通知がありましたので、今回の本庁舎空調設備等改修工事の入札をさ

せていただきました。そこで資材等の遅れ等、あと人材等の確保に問題があるようなときには双方協議して、多少の工事の延長も致し方ないというふうに考えておりますので、そういったもので対応していこうと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それから、共同企業体で今回募集させていただいたという理由でございますけれども、今回の工事は市役所本庁舎内といえども大規模な工事ということで、難易度の高い工事というふうに判断をさせていただいたので、この共同企業体での募集ということにさせていただきました。この改修工事を、どこの部分をどの業者に担わせるかということは、ちょっと判断が難しいということで、その他工事の2億円以上ということで、3社以内の共同企業体の募集ということになりましたので、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時21分 休 憩

午前10時21分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

の所管に属する歳入歳出

総務部

の所管に属する歳入

消防本部

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正

- 委員長 続いて、議案第47号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第3号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部の所管に属する歳入歳出、総務部の所管に属する歳入、消防本部、議会事務局の所管に属する歳出、第2条 継続費の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、議会事務局議事課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 事務局長兼議事課長 それでは、議案第47号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第3号）のうち、議会事務局議事課所管につきまして説明させていただきますので、議案書の154ページ、155ページの上段をお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目の議会費で、補正予算額は661万7,000円の減額でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑もないようでありますので、続いて総務部行政経営課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 行政経営課長 議案第47号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第3号）の行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

歳入でございます。

議案書の150ページ、151ページをお願いいたします。

最下段の19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、説明欄の上から3つ目の行政経営課、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、議案書の別冊、令和2年度江南市6月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページでございます。

一般財源調でございますが、19款繰入金は備考欄、財政調整基金、3号補正でございます。

説明は以上でございます。補足はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 よろしいですか。

質疑もないようでありますので、続いて企画部地方創生推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課が所管をいたします補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書の152、153ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段の21款諸収入、5項2目11節雑入で、説明欄の地方創生推進課のコミュニティ助成事業助成金でございます。

次に154、155ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段の2款1項1目地方創生推進費で、地域団体支援事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○片山委員　すみません、ちょうどコミュニティ助成金のことに関してお聞きたばかりだったんですけれども、個人的に。今回本郷区、190万円という形なんですけれども、この前聞いたら、ちょうど数年前に抽せんされて、残り4件、4地区残ってみえるというふうに聞いたんですけれども、この本郷区は4件に入っているんですよね、取りあえず。4件のうちの1件なんですか、本郷区は。

○地方創生推進課長　本郷区につきましては、含まれておりません。

今、不採択となった区が小脇区、北野区、それから今年度、勝佐区ということでございまして、まだ上奈良区につきましては、来年度申請をさせていただくということで、4つ残っておるというような状況でございます。

○片山委員　あと4件残っているということで、この前お聞きしたら、前は年に2件ほど通っていたということで、でも今は年1件しか通らないよということなんで、1件ずつ行っていくとなると、例えば今の4件に関しても、1件ずつで行ったら、普通に単純計算で4年後になる可能性があるじゃないですか、一番最後の区に関しては。そこまで待ってかれている状況でよろしかったですかね、全ての4件の区に関して。

○地方創生推進課長　市のほうから申請できる件数というのが、1年度につき2件ということでございます。ここ数年につきましては、採択件数が、2件申請しましたうちの1件は採択、もう一件は不採択というような状況が続いております。

今、残り4件というふうに申し上げましたけれども、こちらのほうにつきましては、もちろん区の意向もございましてけれども、私どもといたしましては、申請して採択されるまで申請を続けていきたいというふうに思っております。

○片山委員　分かりました。

地元もこういった補助金が出るのであれば使いたいという声もあったんですけれども、実際4件残っているので数年後になってしまうという形ですよね。数年後まで、やっぱり地元のほうも待てないわという言い方をして、今回、実際諦める形になると思うんですけれども、実際、今度もし応募できる

としたら、おおよそ令和何年ぐらいになるのかな、4年とか5年とか、そんな感じですかね。おおよそで結構です。

○委員長　　すみません、ちょっと審議中の私語は慎んでいただきますようお願いいたします。

○地方創生推進課長　　先ほど、1年度につき2件の申請が可能というふうに申し上げました。ただ採択されるのが、ここ数年は1件ということでございまして、これも1件が決して確約をされておるといわけではないという現状でございます。

毎年度1件ずつ、仮に採択をされたということであれば、最後の区は令和6年度に実施ができるということでございますので、そのめどがついた段階で、新たな区の申請も受付をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○片山委員　　分かりました。

これは宝くじの収益が基となっているんで、宝くじも売上げが最近下がってきているんですけど、ただコロナの影響で、ひょっとしたら夢を求めて宝くじを買う方が増えるかもしれないんで、そこに期待して、1件が2件になるように、そのときは楽しみに待っているという形で、結構です。ありがとうございました。以上です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○中野委員　　今、片山委員からありましたけれども、以前2件というのは、これはやっぱり宝くじの収益が減ったのが原因で1件になっちゃっているんですか。

○地方創生推進課長　　こちらの事業につきましては、ジャンボ宝くじですとかナンバーズ、ロトといったものの売上金が原資となっておる事業でございまして、実際、宝くじの売上げ等が落ちているということで、全国的に採択される件数が減ってきておる、また採択の対象となった金額も減ってきているというような状況でございます。

○中野委員　　今回、本郷区が選定されていますが、選定の方法ってどうなるんですか。

○地方創生推進課長　　先ほど来申し上げておりますように、私どもの江南市

のほうからは、愛知県を通じまして申請をさせていただいておるところですけれども、2件申請をさせていただいております。その中で、市の優先順位とといいますか、募集をした際にくじを引いていただいで決めた順番がございまして、その順番どおりに今申請をさせていただいております、最終的には一般財団法人自治総合センターのほうから県を通じて決定が参るものでございますけれども、そちらのほうで1件が採択をされるというような状況でございます。

○中野委員　これは県からの予算で、人口で、近隣の一宮市とか小牧市だとか人口の多いところは2件とか、江南市は1件とか、逆に扶桑町とか大口町とか人口が少ないところは2年に1件とかと、そういう割り振りになるんですか。

○地方創生推進課長　今年度、令和2年度の状況というのがまだつかめてはいないんですけれども、昨年度までの状況で申し上げますと、多くの愛知県内の市において、1件の採択というような状況になっております。決して市の大小ですとか、市と町村の差があるというわけではなく、おおむね1件の採択がされておるといような状況でございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて秘書政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書政策課長　それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明させていただきますので、議案書の144ページをお願いいたします。

上段、第2表　継続費補正、2款1項、事業名、布袋駅東複合公共施設整備（事業者選定）事業でございます。

続きまして、議案書の156ページ、157ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段にあります2款1項2目秘書政策費、157ページの説明欄、人件費等及びその下の布袋駅東複合公共施設整備（事業者選定）事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
- 中野委員　　157ページの布袋駅東複合公共施設整備事業のアドバイザー業務委託料、単純に291万5,000円と増額した理由って何になるんですか。
- 秘書政策課長　　主にですけれども、議会からの今回附帯決議を受けまして、当初予定をしなかった直接対話とか、市や事業者からの質問、意見の回答及び募集要項の公表の関係の修正版の公表など、支援業務が新たに加わったものでございます。
- 中野委員　　単純にそれだけで、この291万5,000円が増額するというのはちょっと何か腑に落ちないんですけど、中身の明細というか、根拠みたいなのってありますか。
- 秘書政策課長　　委託業者との調整の中で、今回、民間事業者への意向確認に対する費用といたしまして50万9,400円、また募集要項等の再公表に関する支援業務として48万1,000円、それと打合せ協議として12万円、合わせて直接人件費としまして111万400円、それに対しまして、直接経費とかその他業務原価に関する一般管理料が加わりますので、消費税も合わせまして291万5,000円となったものでございます。
- 中野委員　　さっき、人件費のことを111万円というと、何人ぐらいの何日間みたいな形になるんですか。
- 秘書政策課長　　見積書でいきますと延べで30.5人分になります。
- 中野委員　　これは平成29年からの継続になっているんですけども、当初の契約という形はどのような形なんですか。延びた形で290万円増額になっているけど、当初の契約からそういうことが盛り込まれていたんですか。
- 秘書政策課長　　今回の増額に関しましては、もともと予定のなかった直接対話を実施したこと、また業務スケジュールの見直しを行ったことがございます。主にそういったことがございますので、その分はもともと当初の予定にはなかったものですから、その分だけ新たに追加したという形になります。
- 委員長　　ほかに質疑はありませんか。
- 河合委員　　今細かく言われたんですけども、募集要項は何も変わっていないよね。これは打ち出したんですけど、令和元年12月26日で、令和2年2

月14日に一度修正をかけて、その後、附帯決議を受けてから改正したのは4月20日修正なんですね。ここで変わっておるのといったら、日にちとメンバーが替わっただけね、部長が替わった、区長が替わったということで、そこだけなんだよ、募集要項は何も変わっておらん、面積も。なのに、なぜこの291万円もかかるのかという話ですよ。

○秘書政策課長　募集要項につきましては、確かに内容を見ますと、スケジュールとか選定委員の関係とか、そういったものになります。今回の附帯決議を受けまして、再度募集要項の中身を全部にわたって確認したということになりますので、結果的に変わりはなかったという部分が多かったということでございますので、何とぞ御理解をよろしくお願いいたします。

○河合委員　直接対話と言われたんだけど、誰と誰が直接対話されたんですか。

○秘書政策課長　提案を予定する業者のほうと市の職員との直接対話になります。

○河合委員　そうは言うけれども、もともと仕様書が変わらないから、今さら直接対話なんて必要ないやね。全く仕様書は変わらん。ここで大きく仕様書が変われば、直接対話でこうなりましたという話はせなあかんけれども、仕様書が変わらんに直接対話する事業なんてないじゃんね。何で直接対話しなあかんのだろうか。その辺がよく分からない。

○秘書政策課長　今回、議会からの附帯決議を令和2年3月定例会において頂きました。この間に、附帯決議の内容をいろいろ市の当局としても協議した結果、やはりもう一度今後について見直しを図る必要があるということで、当初予定になかった直接対話を実施して、再度事業者からの意見を伺うという必要があるということで、直接対話に至ったものでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○中野委員　たしか3月か4月に全員協議会か何かで8,600平方メートル、9,000平方メートルの、あと400平方メートル、市長が交渉に行くという話で、その後、たしかあまり議会に御報告がないと思うんですけども、ちょっと関係ない話になるんですが、その辺ってどうなっているのかなあと思って。

○秘書政策課長 去る先月、5月29日になりますけれども、全員協議会の中でその辺りの報告はさせていただきました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○野下委員 その話がちょっと出ていますので、本当は直接対話するんだったら、ちゃんと全員協議会で要望したことを受けて、それについて直接対話をしなくては、このお金がもったいないということになってくるんですよ。先にやっちゃうもんだから、そういうふうになると僕は思うんですね。

だから、ここら辺が納得いかない部分がやっぱり出てくるんですよ、どう聞いていてもね。だから、その順序が本当に逆なんじゃないかなあというふうに、改めてちょっと申し上げるしかないんですけど、その部分だけちょっと申し上げておきます。

○委員長 答弁できますか。

○秘書政策課長 議会の附帯決議の関係で、今回4月9日の全員協議会の中で、今後、内容は十分知った上で、改めて8,600平方メートルで募集を受け付けていくという御説明をいたしました。その間に、内部でもいろいろと協議したような形で、未取得地の取得の交渉についても5月いっぱいまでは何とか少しでも前進するように努めていくというような御説明はさせていただきました。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課について審査をいたします。

[発言する者あり]

○委員長 ごめんなさい、ちょっと中途半端ですけど、暫時休憩します。

午前10時43分 休 憩

午前10時54分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、市民サービス課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　それでは、市民サービス課所管の補正予算について御説明申し上げますので、議案書の156ページ、157ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段の2款1項3目市民生活費で、消費生活事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員　3点ほど、ちょっと初歩的ですがすみませんけど、消費生活展ってどんなイベントでしたっけ。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　消費生活展ですけれども、市民の消費意識の向上を目的としておりまして、消費者団体や消費生活モニターなどによる研究成果を発表するとともに、市民の方々に消費生活に役立つ基礎知識を習得していただく場として開催しているものでございます。

○中野委員　昨年って何人ぐらい来られていましたか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　消費生活展ですけれども、環境フェスタ江南と合同開催をしております、昨年度の来場者数でございますけれども、約6,500人でした。

○中野委員　団体の発表の場のイメージがあるんですけれども、こういう生活展がなくなっちゃうと、その団体の発表の場がなくなると、何となくその団体の方のモチベーションが下がっちゃうのかなあという気がする、代替案的なものって何か検討されているのかお聞きしたいんですが。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　消費生活展で参加いただいております消費者団体や消費者生活モニターなんですけれども、消費生活展の実施の有無に関わらず、団体の方々には消費の動向の把握を引き続き行っていただきたいと思っております、また、その団体による研究発表の機会ですとか市民の方々への啓発方法については、その団体の方々の会議や打合せの中で検討してまいりたいと思っております。

○中野委員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員　　よろしく申し上げます。

今の消費生活展、昨年、私も見に行かせていただいたんですが、大変好評でたくさんの方がおいでになってよかったですと思います。

いろんな他地域を見ていますと、こういったものに関してリモート、要するに例えばネット上でこういった発表を公開していただいたりとか、そういったようなイベントを、密を避けるためのイベントを勘考してみえる方が、そういう地域があるというふうに見ていますが、そういったことというのは、お考えの中にはなかったでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　今回は環境フェスタとの合同開催ということですので、そうした合同開催での消費生活展としては中止させていただくんですけれども、研究の内容の発表については、ホームページですとか広報などにも掲載したりですとか、あと市役所のロビーですとか西分庁舎のギャラリーなどでも掲示するようなことで、また市としても会議の中で提案していきたいと思っております。

○大藪委員　　ありがとうございます。

やはり消費ということですので、あまりにも消費が冷え込んでしまったとき、ちょっと私も世の中の流れが悪くなってしまっただけではないなあと考えたものですから、ぜひとも積極的にそういった密を避けるための消費行動などを促すようなことも含めた中で、そういうことをやっていただきたいというふうに要望いたします。以上です。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防総務課長　　それでは、消防総務課の補正予算につきまして御説明を申し上げますので、議案書の174、175ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段にございます9款1項1目消防総務費で249万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第47号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

年度調査事項等について

○委員長 続きまして、年度調査事項等を協議していただきます。

今年度の当委員会の調査事項、行政視察について決めていただきたいと思います。

なお、昨年度までの総務委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にして、タブレット端末に配信してありますので、参考にしてください。

今、同期していただきましたので、見ていただきたいと思います。

最初に年度調査事項を議題とします。

御意見はありませんか。

○河合委員 今見せていただいておりますけど、ほとんど委員会の項目の

ところを網羅されておるような気がしますので、このままの、昨年と同じでいいかと思えます。

- 委員長 昨年度と同様、今年度も同じでよろしいという御意見ですがけれども、ほかに御意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御意見も尽きたようでありますので、今年度の当委員会の調査事項は、昨年度と同様に、1. マイナンバーカード（情報管理）について、2. 公共施設マネジメントについて、3. 収納・滞納対策について、4. 消防行政について、5. 地域・市民協働の取組について、6. 行財政改革・行政事業レビューについて、7. 地方創生について、8. その他、当委員会の所管する事項とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議もないようでありますので、今年度の当委員会の調査事項は、マイナンバーカード（情報管理）について、公共施設マネジメントについて、収納・滞納対策について、消防行政について、地域・市民協働の取組について、行財政改革・行政事業レビューについて、地方創生について、その他、当委員会の所管する事項とすることに決定をいたしました。

また、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査として議長に申出をしていきたいと思えます。

行政視察について

- 委員長 続きますので、行政視察についてを議題といたします。

今定例会におきまして、新型コロナウイルス感染症対策の費用に充ててもらうために、行政視察に関する予算の減額をしております。つきましては、今後予算を伴わない形で行政視察の御提案がある場合には、正・副委員長に伝えていただくようお願いをしたいと思いますと思えますが、よろしかったでしょうか。

〔「はい、分かりました」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議もないようでございますので、今後、御提案がありましたら、改めて御相談をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長　　続きますので、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会につきましても、行政視察同様、新型コロナウイルス感染症対策の費用に充ててもらうため、予算の減額をしております。つきましては、行政視察同様に、今後予算を伴わない形での研修会の御提案がある場合には、正・副委員長に伝えていただくようお願いしたいと思いますが、よかったですでしょうか。

〔「はい、分かりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようでございますので、今後、皆様方から提案がありましたら、改めて御相談をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。御協力いただきましてありがとうございました。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午前11時05分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 掛布 まち子